

災害時における情報の共有等に関する協定書

多摩市、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、多摩都市モノレール株式会社、多摩中央警察署及び多摩消防署（以下「6者」という。）は、災害時における情報の共有等のため連携協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害に起因する帰宅困難者の対応にあたり、6者が必要とする帰宅困難者対策に係る情報（以下「帰宅困難者情報」という。）の共有等の連携協力に関し、予め必要な事項を定め、適切迅速かつ的確な災害対処に資する事を目的とする。

（連携協力）

第2条 6者は、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 帰宅困難者情報の共有に関する事
- (2) 一時滞在施設に関する事
- (3) 帰宅困難者及び駅周辺の滞留者の誘導並びに一時滞在施設への収容に関する事

（帰宅困難者情報）

第3条 6者は、次に掲げる事項を帰宅困難者情報として、相互に共有するものとする。

- (1) 鉄道の運休情報に関する事
- (2) 鉄道の運行再開情報に関する事
- (3) 鉄道の被害情報に関する事
- (4) 一時滞在施設の開設情報に関する事
- (5) 一時滞在施設までのルート情報に関する事
- (6) 帰宅ルートなど、広域的な交通情報に関する事
- (7) その他、帰宅困難者に関する情報に関する事

（連携協力の開始時期）

第4条 6者は、次に掲げるときに、連携協力を開始するものとする。

- (1) 多摩市内の各駅で、鉄道及びモノレールが運休又は運休のおそれがある場合で、帰宅困難者が発生したとき又は発生する恐れがあるとき。
- (2) 多摩市災害対策本部が設置されたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、6者が連携協力を必要とする場合で、少なくとも1者から連携協力の要請をされたとき。

(連絡先の確認)

第5条 帰宅困難者情報の共有及び連携協力が確実かつ円滑に実施できるよう、6者は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

(平素の協力)

第6条 6者は、必要に応じて帰宅困難者情報の共有に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関し疑義が生じたときは、6者協議の上、これを定める。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の定めによる期間の末日の3箇月前までに、6者のいずれかからも異議がないときは、期間が1年延長されたものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、6者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年4月1日

東京都多摩市関戸六丁目12番地1
東京都多摩市
代表者 多摩市長 阿部 裕行

東京都日野市高幡139番地
京王電鉄株式会社
鉄道事業本部鉄道営業部京王西管区長 丸山 育男

神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目18番1
小田急電鉄株式会社
町田管区新百合ヶ丘駅長 松村 幸雄

東京都立川市曙町2-4番地
多摩都市モノレール株式会社
運輸部運輸課駅務管理所長 芦沢 俊明

東京都多摩市鶴牧一丁目26番地1
警視庁 多摩中央警察署
署長 黒澤 正美

東京都多摩市諏訪一丁目69番
東京消防庁 多摩消防署
署長 原川 英俊